

小牧市建築物給水施設維持管理要領

〔 2 5 小 環 第 1 5 9 号 〕  
〔 平成 2 5 年 4 月 1 日 〕

(趣旨)

第 1 条 この要領は、衛生的で安全な飲料水を供給するため、建築物における給水施設の維持管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第 2 条 この要領の適用となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道の給水施設（以下「簡易専用水道」という。）
- (2) 法第 1 4 条第 2 項第 5 号に規定する貯水槽水道（前号に規定する簡易専用水道を除く。）であって、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 4 5 年法律第 2 0 号。以下「建築物衛生法」という。）の適用を受けない給水施設（以下「小規模貯水槽水道」という。）
- (3) 法の適用を受けない施設であって、井戸等の自己水によって飲料水を供給している個人住宅、共同住宅及び寮並びに店舗、工場その他の事業所の給水施設（以下「井戸等自己水施設」という。）

(届出)

第 3 条 簡易専用水道の設置者又は当該簡易専用水道の維持管理の事務の委託を受けた者（以下この条において「設置者等」という。）は、簡易専用水道の使用を開始するときは、速やかに簡易専用水道設置届（様式第 1）を市長に提出しなければならない。

2 設置者等は、前項の届出事項に変更が生じたときは、速やかに簡易専用水道届出事項変更届（様式第 2）を市長に提出しなければならない。

3 設置者等は、簡易専用水道を廃止（受水槽の有効容量の減少等により簡易専用水道に該当しなくなった場合を含む。）し、簡易専用水道施設を長期間にわたり使用を休止し、又は休止した簡易専用水道を再開するときは、簡易専用水道（廃止・休止・再開）届（様式第 3）を市長に提出しなければならない。

(簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の維持管理)

第 4 条 簡易専用水道（建築物衛生法の適用を受ける簡易専用水道を除く。）の設置者若しくは維持管理の事務の委託を受けた者又は小規模貯水槽水

道の設置者（以下「簡易専用水道等の設置者」という。）は、次により当該施設を適切に維持管理しなければならない。

- (1) 別表第1により保守点検を定期に実施し、異常を発見したとき、又は地震、凍結、大雨等により水質に影響を与えるおそれが生じたときは、別表第2により速やかに対応措置を講じること。
- (2) 末端給水栓水の遊離残留塩素の測定を1週間に1回以上実施し、遊離残留塩素濃度が1リットル当たり0.1ミリグラム（結合残留塩素濃度の場合は、1リットル当たり0.4ミリグラム）以上であることを確認すること。
- (3) 飲料水が水槽に長時間滞留したときは、末端給水栓水の遊離残留塩素濃度が1リットル当たり0.1ミリグラム（結合残留塩素濃度の場合は、1リットル当たり0.4ミリグラム）以上であることを確認すること。
- (4) 1日1回給水栓の水の色度、濁度、臭気、味その他の状態に注意し、これに異常があると認められたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）に規定する事項のうち必要なものについて水質検査を行い、その安全性を確認すること。
- (5) 給水施設を初めて使用するときは、省令に規定する事項のうち、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、給水施設の周辺の水質検査結果等から別表第2により判断して必要事項に関する検査を実施し、省令で定める基準に適合していることを確認すること。
- (6) 施設において、水質の汚染事故が発生したとき、又は第2号から前号までに規定する検査において異常を認めるときは、遅滞なく市長及び関係水道事業者に報告すること。
- (7) 建築物衛生法第12条の2の登録を受けた事業者に水槽の清掃を年1回以上行わせること。

（井戸等自己水施設の維持管理）

第5条 井戸等自己水施設の設置者は、次により当該施設を適切に維持管理しなければならない。

- (1) 必要に応じて次亜塩素酸ナトリウム等の塩素剤の自動注入設備等を用いて消毒を行うこと。

- (2) 井戸等自己水施設を初めて使用するときは、省令に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、給水施設の周辺の水質検査結果等から別表第2により判断して必要な検査を実施し、省令で定める基準に適合していることを確認すること。
- (3) 飲料水については、省令に掲げる事項のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度、濁度、給水施設の周辺の水質検査結果等から別表第2により判断して必要となる事項に関する検査を年1回以上行うこと。
- (4) 省令に掲げる事項のうち、前号に規定する事項以外の検査について年1回以上行うよう努めること。

(給水停止)

第6条 簡易専用水道等の設置者及び井戸等自己水施設の設置者は、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知しなければならない。

(登録検査機関の検査)

第7条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の維持管理について、1年以内ごとに定期的に法第34条の2第2項の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）の検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、前項の検査終了後、登録検査機関が簡易専用水道の設置者に対し交付する検査済証を3年以上保存しなければならない。

3 小規模貯水槽水道の設置者は、第1項の検査を受けるよう努めるものとする。

4 第1項の検査の結果、特に衛生上問題があるとして市長に報告するよう登録検査機関から指摘を受けた場合は、当該施設の設置者は、速やかに市長に報告しなければならない。

(書類の整理及び保存)

第8条 簡易専用水道等の設置者は、給水施設に関する図面（給排水関係の配置及び系統を明らかにした図面並びに受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図をいう。）等を整理し、保存しなければならない。

2 簡易専用水道等の設置者は、給水施設の保守点検、水槽の清掃、残留

塩素の測定及び水質検査の結果に関する書類を3年以上保存しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。